

川崎市医療的ケア児連絡調整会議の概要

1 趣旨

平成28年6月3日の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、児童福祉法第56条の6第2項の規定及び同日に国から発出された「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（通知）」【別添1】により、都道府県・指定都市において開催することができるようにしている医療的ケア児支援の協議の場【別添2】を、川崎市においては要綱【別添3】に基づく「連絡調整会議」として組織。

連絡調整会議とは、複数の関係者が共同して事業等を推進するに当たり、事業実施者、関係団体の代表者、一定の専門性を有し事業に関わるもの等が、情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認などを行うため、関係者間の連絡調整の場として開催

2 連絡調整会議の役割

(1) 内容

地域における保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の関係機関のネットワークを構築し、医療的ケア児の支援体制に関する課題の共有や情報交換を行うとともに、地域の実情に応じた対応策について協議することが主な役割。

(2) 組織形態

- ・外部委員12名程度、行政事務局12名程度 ⇒ 構成員【別添4】のとおり
- ・任期は2年を予定

(3) 主な議題

- ・本市における医療的ケア児の現状について
- ・医療的ケア児に係る支援体制における課題について
- ・医療的ケア児を支援する体制整備の構築について

3 今後のスケジュールについて

- ・平成30年11月27日（火） 第1回連絡調整会議開催予定

児童福祉法（抜粋）

第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（抜粋）

7 関係機関等の連携に向けた施策

（1） 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することをお願いする。

協議の場については、（自立支援）協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾病児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することをお願いする。

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

地方公共団体の関係課室等の連携

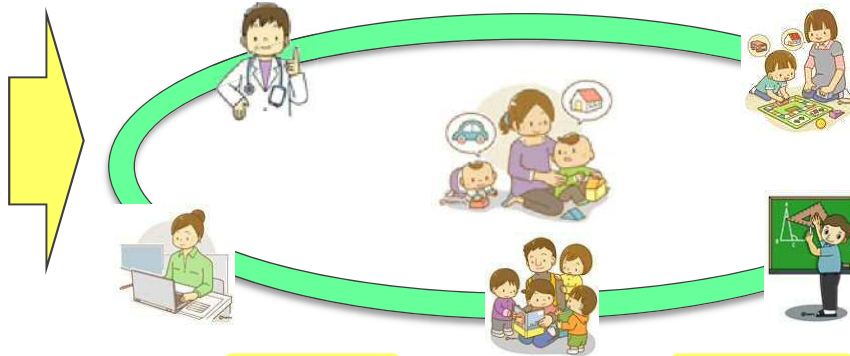
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児者等コーディネーターの配置 等

保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

川崎市医療的ケア児連絡調整会議開催運営等要綱

(30川健障計第303号健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市医療的ケア児連絡調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(設置主体)

第2条 調整会議の設置主体は、川崎市健康福祉局とする。

(所掌事項)

第3条 調整会議は、医療的ケア児の支援体制の推進に関し、次の事項について、関係者間の意見調整や実施手法の確認等の連絡調整の場として開催する。

- (1) 支援の現状と課題の整理・情報共有に関する事
- (2) 支援のための体制整備に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(委員)

第4条 調整会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 団体関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他関係者

(運営)

第5条 調整会議は必要に応じて開催し、健康福祉局障害計画課長が主宰する。

2 調整会議は、必要があると認められたときは、検討課題等に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

医療的ケア児連絡調整会議委員名簿

【外部委員】

	種別	所属
1	関係団体	医師会
2		医師会(小児科医会)
3		看護協会
4		障害者団体
5	医療機関	医療型障害児入所施設(ソレイユ川崎)
6		訪問看護ステーション
7		療育センター
8	福祉事業所	児童発達支援事業所
9		障害者相談支援センター
10	病院	川崎病院
11		日本医科大学
12		聖マリアンナ医科大学

【行政委員】

	所 属	役 職	備考
1	健康福祉局	地域包括ケア推進室	担当課長
2		障害保健福祉部障害計画課	担当課長
3		保健医療政策室	担当課長
4		地域リハビリテーション	所長
5	こども未来局	子育て推進部運営管理課	課長
6		こども支援部こども保健福祉課	課長
7	区役所	地域みまもり支援センター地域支援担当	担当課長 代表1名
8		保健福祉センター高齢障害課	課長 代表1名
9	病院局	経営企画室	担当課長
10	教育委員会事務局	学校教育部指導課(支援学校担当)	担当課長
11		学校教育部健康教育課	課長
12		総合教育センター特別支援教育センター	室長